

## 野々市市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀を除却する費用に対する補助金の交付に関し、野々市市補助金交付事務取扱規則(昭和56年野々市町規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 避難路 本市内における住宅や事業所等から避難所等へ至る経路
- (2) 道路 避難路のうち建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条及び道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路並びにこれに準ずるものとして市長が認める道
- (3) ブロック塀 コンクリートブロック造、石造その他の組積造の塀及び門柱

(補助金の交付)

第3条 補助金は、道路に面したブロック塀で、次の各号のいずれかに該当するもの(以下「危険ブロック塀」という。)の全部又は一部を除却する者で、市税を完納しているものに対し、交付する。

- (1) 別表第1又は別表第2に掲げるブロック塀の安全性判定基準を満たしていない項目が1項目でもあるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、道路の通行人の安全を確保するために除却する必要があると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる危険ブロック塀の除却については、補助金の交付の対象としない。

- (1) 危険ブロック塀の一部の除却(上段の部分の除却に限る。)で、次のアからウまでのいずれかに該当するもの
  - ア 当該除却により残る下段の部分(基礎を含む。)の高さが道路面から60センチメートルを超えるもの
  - イ 当該除却により残る下段の部分がコンクリートブロック造又は石造その他の組積造で3段以上のもの
  - ウ 当該除却により残る下段の部分をフェンスの基礎として使用する等当該部分に新たな負荷を生じさせるもの

(2) 危険ブロック塀の一部の除却により残る部分にひび割れがある等安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると市長が認めるもの

(3) 当該除却により周辺に被害が生ずるおそれがあると市長が認めるもの  
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、除却する危険ブロック塀の道路に面する部分（基礎の部分を除く。）の面積に、1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、危険ブロック塀の除却費用が前項の補助額に満たない場合は、その除却費用（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。）とする。

(適用除外)

第5条 市長は、次に掲げる者には、補助金を交付しない。

(1) 建物の解体や建築に伴い危険ブロック塀を除却する者

(2) 新たにブロック塀を設置するために既存の危険ブロック塀を除却する者

(3) 補助金の交付の通知を受ける前に申請に係る危険ブロック塀の除却工事に着手した者

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

●コンクリートブロック造の塀及び門柱

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	2.2m以下	
2	壁の厚さ	15cm以上（高さ2m以下の塀は10cm以上）	
3	鉄筋の有無	壁頂及び基礎は横方向に、壁の端部及び隅角部は縦方向に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が配置されている	
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以下の間隔で配置されている	
4	控壁（高さ1.2mを超える塀の場合）	長さ3.4m以下ごとに、径9mm以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの1/5以上突出したものを設けている	
5	鉄筋の定着	壁頂、基礎、壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している（縦筋をその径の40倍以上基礎に定着させる場合にあつては、鉄筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる）	
6	基礎（高さ1.2m以下は判定不要）	丈が35cm以上で根入れの深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	
7	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない	

別表第2（第3条関係）

●石造その他の組積造の塀及び門柱

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	1.2m以下	
2	壁の厚さ	各部分の厚さが、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上	
3	控壁	長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁が設置されている（その部分における壁の厚さが判定区分2による壁の厚さの1.5倍以上ある場合は設置されていなくてもよい）	
4	基礎	根入れの深さが20cm以上	
5	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない	